資料１

第５期八戸市地域福祉計画の策定について

1. 計画の位置づけ

- 八戸市総合計画を上位とし、社会福祉法（以下「法」という。）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として策定する。
- 本計画は、高齢者や障害者、子ども・子育て等の各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載した福祉分野の上位計画に位置付けられる計画である。
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」に規定する地方再犯防止推進計画を包含した計画として一体的に策定する。
- 八戸市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも相互に連携を図る。

2. 策定方針

- 第４期計画の方針と同様に、法第 107 条で定められる要件を担保した計画として策定する。（別紙「骨子案」、「体系案」及び「キーワード一覧」のとおり）
- ＰＤＣＡサイクルを用いた計画の適切な進行管理に当たり、基本目標ごとに評価指標を設定する。

【参考】社会福祉法第 107 条（抄）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3. 計画の期間

令和９年度～令和 13 年度（令和９年４月１日～令和 14 年３月 31 日）まで

4. 計画の作成方法

実施予定時期	内容
令和８年 10 月８日（木）	令和８年度　第２回八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 ・計画原案の審議
令和８年 11 月 16 日（月）	令和８年度　第３回八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 ・計画原案の審議
令和８年 12 月１日（火） ～令和８年 12 月 31 日（木）	計画原案に対する市民からの意見募集 （パブリックコメント）
令和９年１月 26 日（火）	令和８年度　第４回八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 ・計画最終案の審議・決定
令和９年２月 17 日（水）	市議会民生協議会 ・計画の策定報告
令和９年３月 23 日（火）	令和８年度 第１回 八戸市健康福祉審議会 ・計画の策定報告